「中国貿易説明会 (トラブル事例編)」レポート

日本通運株式会社 航空事業支店 国際貨物部 開発第三課

去る2017年12月22日(金)、SEAJ 貿易専門委員会主催により「中国貿易説明会」についてのセミナーが電設健保会館にて開催されました。今回は6月に開催した初級編を踏まえ、中級編として主に中国貿易のトラブル事例紹介とその解説を行いました。

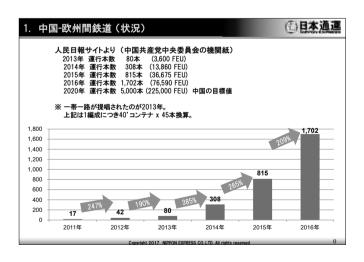
当日は43名の受講者にご参加いただき、講師は日本通運 (株) 航空事業支店国際貨物部開発第三課長の大嶋修也が担 当しました。セミナーは2部構成となっており、第一部は 中国の時事トピックスを、第二部はトラブル事例の紹介、 解説を行いました。

第一部 時事トピックス

1. 中国 - 欧州間鉄道輸送について

昨今話題となっている、中国 - 欧州間の鉄道輸送について、路線と主要施設の紹介を行いました。

中国政府の推奨する一帯一路政策にも合致し、年々取扱 量が増加しています。



鉄道線路の幅が各国で相違している為に、国境での積み替え作業が必要となりますが、積み替え地や主要拠点は設備も整っており、日々大量のコンテナを輸送しています。



ここ最近は、中国 - 欧州間の輸送に留まらず、欧州から 鉄道経由で日本までの輸送や、日本から中国まで海上輸送 もしくは航空輸送の後、鉄道に接続する事も可能となって います。

また、従来は FCL (コンテナ単位) での輸送が原則でしたが、最近は LCL (混載) サービスも始まっており、益々需要は増えると考えられています。

2. エリアトピックス(大連・天津)

今回は、2018年に設備輸送が想定される大連についてフォーカスしました。大連空港は規模の小さな空港で、中型の貨物専用機は就航しておりますが、大型の半導体製造装置は輸送する事ができません。

その為、補修部品や部材、中小型の設備は日本から大連 空港へ直接輸送が可能ですが、大型設備は大連よりやや離 れた天津空港を利用する必要があります。天津空港には、 大韓航空が B74F 型の大型貨物専用機を就航させており、 大型設備は当該便を利用する事となります。

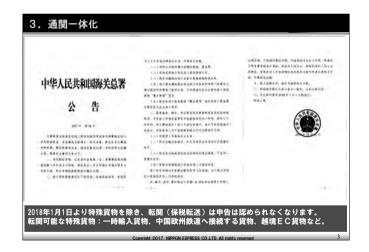
天津空港は大連空港と比較すると大きな空港ではありますが、輸入貨物を保管する倉庫エリアは広くありません。また、路面状況も良くありませんので、製品の品質を担保する為には、天津空港到着後、直接エンドユーザーに配送するトラックに搭載する等、特別手配を行う必要がありそうです。



3. 通関一体化

2018年1月1日より、中国国内の保税転送が認められなくなる通達が出ました。今までは、例えば上海空港に到着した貨物を、輸入者所在の蘇州税関まで保税転送し、蘇州税関での申告が可能でした。

この保税転送が2018年より不可能となります。



一方で中国税関は一体化による通関を推奨しており、上 海空港に到着した貨物を、貨物を上海に置いた状態で輸入 者所在の蘇州税関に申告する事が可能です。

通関一体化には輸入コストの低減や通関スピードアップなど、利用者にとってのメリットもありますが、課題も残っています。

特に制度が切り替わった直後は作業現場の混乱や、細かい対応ルールが決定されていない等、トラブルとなる可能性がありますので、2018年の制度完全移行後は暫く様子を見る必要があります。

第二部 時事トピックス

セミナー参加者より事前にトラブル事例・質問事項をアンケート形式で受け取り、その事例・質問について解説を行いました。事前アンケートの結果、大きく以下4点に分類されましたので、その分類毎に解説を行っております。

1. 中国での輸入通関手続き

如何にして中国での輸入通関スピードを短縮できるかの質問について、中国での通関の流れと必要情報、ハンドキャリーの通関方法について解説を行いました。中国では通関に必要なデータが非常に多く、中国の輸入者と協力し、輸送する製品についてのデータ蓄積が有効です。



また、ハンドキャリー代替の輸送サービスについても紹介がありました。

税関検査の後、適正な補修が行われなかった事により商



品が破損した事例については、2017年11月より上海空港税 関での貨物検査の流れが変更となっており、実際の貨物検 査の流れに沿って解説がありました。



4. 保税区

保税区利用の際の注意点は大きく2つあります。1つは 保税区に入庫する際と出庫する際のHSコードを一致させ る事。もう一つは、出庫する際の価格は入庫した際の価格 より高くなる事となります。

また、中国には多数の保税エリアが有り、半導体装置の補修部品保管に適した保税区も用意されています。

終わりに

セミナーの最後に設けた質疑応答では活発な質問をいただきました。また、一部参加者の方においては閉会後も個別のお問い合わせをいただきました。時間の都合上、事前に頂きましたトラブル事例・ご質問の全てをセミナーでご紹介は出来ませんでしたが、引き続き中国貿易の変化を捉え、その時に即したセミナーを継続して開催して参りたいと思います。

2. 中国での輸出通関手続き

ハンドキャリーと化学品(危険品)の輸送について解説がありました。中国からのハンドキャリーに際しても通関可能時間やフライト時間に制限が入っており、日本の様に最短で輸送出来る訳ではありません。

また、化学品(危険品)については各企業が発行する MSDSの使用は認められず、公的機関の発行する鑑定書を 毎回提出する必要があります。

3. 中国国内輸送

上海に送るべき貨物を誤って北京に輸送してしまった事例は、現在は上海まで保税転送する事が可能ですが、2018年1月以降は第一部 通関一体化で説明の通り、保税転送が認められなくなります。その為、北京で通関後に配達するか、通関一体化を利用した通関手続きが必要となります。

